

平成22(2010)年10月19日に送達された山田議長から私・西澤にあてた要請書は以下の通りで、この要請書に対し、私が送付した回答も同時に紹介します。山田議長の不公平な議会運営ぶりを考えていただきたいと思います。

昨年9月15日にも山田議長は、浜野工務店の要請(9月14日付け)による全議員懇談会をいきなり設定し、濱野議員に当時北川議員と私に「談合情報通報者が山崎町長に謝罪してきた。談合は事実無根だ、謝罪せよ」と迫る機会を与えたのです。

西澤伸明

甲 議 第 101 号
平成22年10月18日

甲良町議会議員
西 澤 伸 明 様

甲良町議会
議 長 山 田 壽



要 請 書

標記の件について、平成22年10月15日付けで、山崎昭次議員及び金澤博議員から下記の項目に対し要請がありましたので、平成22年10月20日までに回答くださるようお願いします。

記

- ・ 掲示板の書込みは、西澤議員本人が誰かに依頼しているのか。
- ・ 本人と違う場合誰が書いているのか。
- ・ 意図的にしているのか。私達に対して暴言を等はかそうと挑発しているのか。
- ・ あなたのホームページを見て関係者が書いている。西澤議員の見解を問う。
- ・ 同対法が終了しても同和地区の人は町からお金を貰っていると言ったことに対して行政は払っていないと返答したがそれに対する謝罪の見解を問う。
- ・ 亡くなった前局長の死に対し、私たちに誹謗中傷の書き込みがあったことに対する謝罪の見解を求める。

以上

2010(平成22)年10月21日

甲良町議会
議長 山田壽一 様

甲良町議会議員 西澤伸明

10月18日付け要請書について下記のように回答いたします。

- 1、貴職からの要請書(以下「要請書」という)のように議員個人の見解を逐一仲介され、一議員に「回答」を求めることについてはご苦勞なこととは存じますが、かかる要請書が議長の公務・職務権限の範囲であるか否かをお考えになられたでしょうか、ご判断されましたでしょうか、明らかにしていただきたく存じます。

議員同士は対等平等であり、「議長」であっても、その原則は同じです。議長が議長として権限が認められているのは、議会の「議事整理権」と議会を公式に代表する「議会代表権」、この二つです(法104条)。よって、このような要請をすべきではありません。

そのことを明らかにした上で、以下の事項を述べます。

- 2、要請項目は議員の議会外での政治活動にかかわることであり、要請内容も議会運営以外の政治的主張です。

ちなみに、以下の判例をご存じでしょうか。

・・・「議会の運営と全く関係のない議員の議場外における個人的行為は、懲罰事由とすることができない」(昭和28年11月20日高裁判例)・・・

つまり、懲罰の対象となる事案であっても議場外の出来事は議長であっても介入できず、議長の職務として取り上げられないという戒めではないでしょうか。懲罰対象の事案ですらこのような判例ですから、他の事案は言うまでもありません。

- 3、過去に私が数回にわたり、議会運営や議事整理権など議長権限にかかわる事項で貴職に回答を求めた要請を行いましたが、一度たりともご回答していただいておりません。全て無視されています。なのに、今回はお二人の議員の私的見解に基づいて、私の回答を求められています。

かかる行為こそ「不公平な運営」として貴職が不信任を受けた所以ではないのでしょうか。よく考えていただきたいと思います。

- 4、要請書に記載されている5番目の項目について、想像はできますが、私のどのような行為を指しているのか特定できません。

このように、他人に回答を求めるからには、まず質問する対象の事象を特定し、その事象が事実と反しているのか、あるいはお二人の見解と異なっているのか明確にするよう助言されてはどうかと思います。

見解が異なっているだけであれば、お二人の見解を明らかにして世に問うという手法を実行すべきではないでしょうか。チラシでも掲示板でも大衆への意見発表の場ですから、お二人の議員さんも私・西澤に対抗する大衆へのご意見を、以前発行されたチラシ（7月18日付け）のように発行されることが正当な手段だと思いますので、貴職からもよ～く説得なさってくださいよう申し添えます。

- 5、要請書の最後の項目にある「誹謗中傷」との言葉は充分理解された上で使っておられるのでしょうか。「中傷＝ありもしない欠点や失敗をわざと言いふらして、人を傷つけること」（小学館・国語辞典）とあります。辞典などに書かれていますのでよく調べて下さい。一言で「誹謗中傷」と言えば済むことではなく、何が「誹謗中傷」に当たるのか、それはなぜ「誹謗中傷」となるのか、根拠と理由を述べていただかなくてはなりません。

私が想像するところでは、私のホームページにある書き込み（9月2日付け）で、お二人が発行されたチラシに関して、議会事務局長の死にかかわる記述を指しているのではないかと思います。もし、その部分を指しているのだとすれば、局長の死という大変悲しく、いたましく、重い事件に対して哀悼の意を先ず書くべきだと指摘された投稿者の気持ちの方が自然で正直だと私は考えています。

- 6、貴職に要請ありましたお二人の議員も私も、もちろん貴職も公人であるので要請書と本回答は公開の対象であることも予めお伝えしておきます。

- 7、重ねて申し上げますが、このような要請書は議長の公務・職務権限であると貴職が考えられる根拠をお示し下さいますようお願い致します。

なお私は、貴職からの要請書は公務に当たらないと考えていますので、発送等で議会事務局を使うべきではないと思います。よって貴職個人に本回答書を送付することにします。

（ 貴職からの要請書が議会事務局を通じて送付されていますので、念のため、この回答書の写しを議会事務局に届けておきます。 ）

以上